



人権感覚を高め お互いを認め合う 人権尊重のまちづくり

人権のまど

まちづくり推進課（内線311）

子どもの人権について 児童虐待の実態

近年、子どもへの虐待についての痛ましいニュースが後を絶ちません。中には命に関わる重大な事案も発生しています。

令和元年度に県内5カ所に設置されている子ども相談センターで対応した児童虐待相談件数は2,280件、国内では過去最多の193,780件にのぼり、児童虐待は日本における大きな社会問題の一つとなっています。

子どもへの虐待には、体に直接暴力をふるう「身体的虐待」だけでなく、食事の世話を放棄する、適切な医療を与えないなどの「ネグレクト」、わいせつな行為をする「性的虐待」、暴言や家庭内暴力(DV)を子どもに見せつけるなどの「心理的虐待」があります。

もし周りに虐待が疑われる子どもがいたら、市役所家庭児童相談室（内線184）または東濃子ども相談センター（☎②1111）に連絡してください。虐待が疑われる子どもを発見したら、すみやかに通告することが法律で義務付けられています。

児童虐待のほかにも、学校におけるいじめやSNSの悪用による被害など、子どもの人権を取り巻く環境は深刻さを増しています。家庭だけではなく、地域全体で子どもたちを見守り、支え合いながら、子どもたちの笑顔が絶えない地域社会を目指していきましょう。



ひとりひとり自分らしく 個性と個性が生み出す調和

ハーモニー

まちづくり推進課（内線311）

6月23日～6月29日は「男女共同参画週間」です！

これまでの社会では「男だから」「女だから」という考え方が当たり前のようにありました。しかし、そうした考え方にとらわれると、自分のやりたいことができなかつたり、選択肢を狭められてしまつたりと、個人の能力や「自分らしさ」が十分に発揮できないこともあります。

男女共同参画社会とは？

職場、学校、家庭、地域などにおいて、性別のイメージや考え方にとらわれず個人が望む生き方が選択できる社会

男女共同参画社会の実現のために、私たちができることは何かをこの機会に考えてみませんか。

多様性が認められる、誰もが生きやすい社会を目指して！



令和3年度「男女共同参画週間」
キャッチフレーズ